

# 導入促進基本計画

## 1 先端設備等の導入の促進の目標

### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

札幌市の産業構造は、製造業等の第2次産業の割合が全国に比べて低く、卸売・小売業や飲食・宿泊サービス業等の第3次産業が中心となっている。(図1)

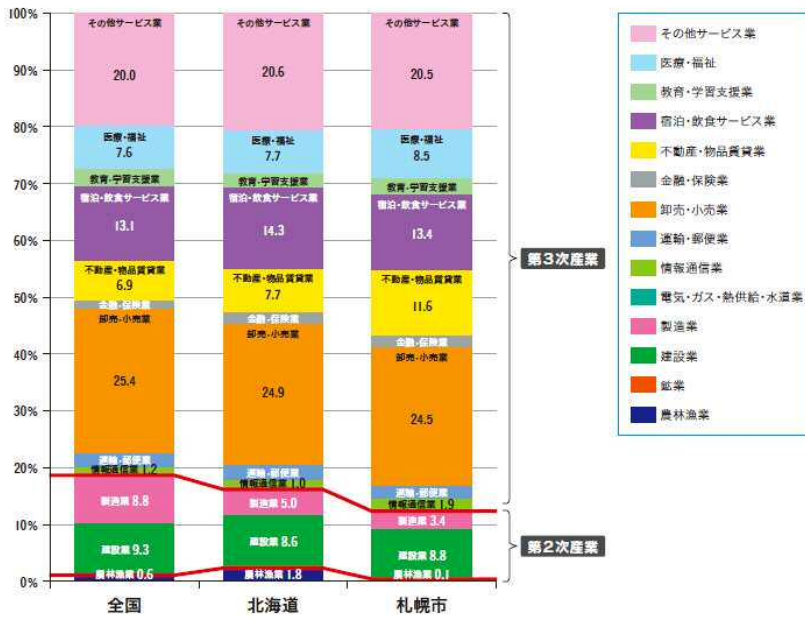
また、札幌市内の企業の96%が従業員50人以下となっており、札幌市の経済は中小企業によって支えられていると言える。(図2)

その一方で、中小企業は、製造業やサービス業を含めた非製造業ともに業種を問わず、労働生産性が伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にある。(図3)

このような中、札幌市では、市内中小企業の労働生産性の向上を図るため、先端設備等の導入を支援していくことが、喫緊の課題である。

<図1>

事業所の産業別割合(平成26年、全国・北海道・札幌市)



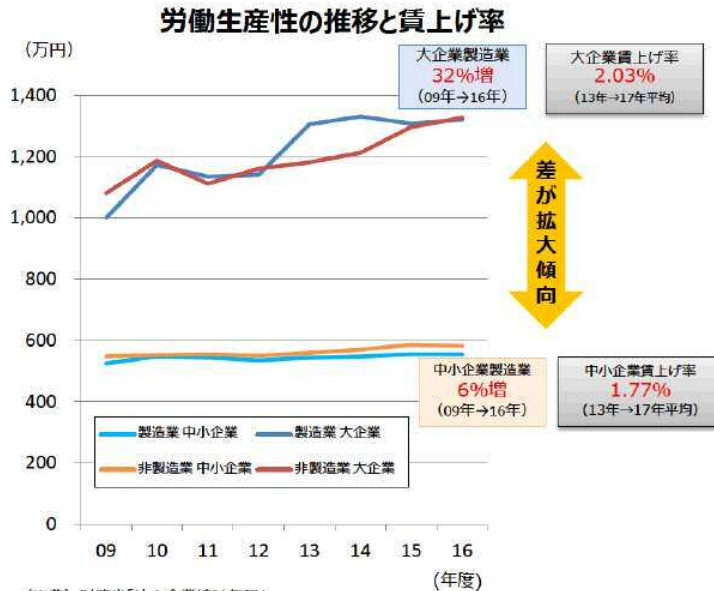
出典:総務省統計局「経済センサス基礎調査」(平成26年)

<図 2>



出典:総務省統計局「経済センサス基礎調査」(平成26年)

<図 3>



(出典) 財務省「法人企業統計年報」

(注) ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業をいう。  
また、グラフ中の赤字は2009年から2016年の労働生産性の上昇率

## (2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に360件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

製造業やサービス業を含めた非製造業ともに業種を問わず、多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

札幌市内の中小企業が設備投資を行いやすい環境を整備することで、労働生産性の最大限の向上を目指すことから、本計画において対象となる区域は、札幌市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

札幌市内の中小企業は、業種を問わず労働生産性の向上が伸び悩んでおり、各産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。